

審査委員会運営細則

2005年6月2日制定

2011年7月27日改訂

第1条（目的）

本規程は、審査委員会規程第2条第2項の定めにより、審査委員会の運営に係る細則を定めることを目的とする。

第2条（審査委員会の機能）

審査委員会は、次の事項を審議し、執行する。

1. 審査委員会の運営に係る事項
2. 倫理審査制度の運用
 - i) 関連規定類の検討
 - ii) 倫理審査
3. 紛争審査制度の運用
 - i) 関連規定類の検討
 - ii) 紛争審査
4. 監査品質審査制度の運用
 - i) 関連規定類の検討
 - ii) 監査品質審査

第3条（委員）

1. 委員は、以下要件のいずれかを満たす人物を理事会にて任命する。
 - i) 協会の運営に責任を持つ
 - ii) 公平中立な制度運営ができる
 - iii) 法律の専門家である
 - iv) 外部の有識者、特に情報セキュリティ監査の被監査側の意見を代表できる
2. 委員の中から互選により委員長1名、副委員長若干名を選任する。
3. 委員長は、審査委員会を代表し、その業務を総理する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには審査委員会を代表する。

第4条（専門委員）

1. 個別事案の審査を行うために、専門委員を選任する。

2. 専門委員を選任するため、審査委員会が予め定めた名簿を用いる。名簿は、理事を順番付けてリストアップし、その順番で個別事案が発生する度に理事が専門委員を選任する。
3. 紛争の申出人、相手方たる会員が前項の選任を受ける順である場合は除外され、次順位の理事から専門委員が選任される。

第5条（審査委員会の開催）

審査委員会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 原則として1年に1回の定期開催
2. 委員長が必要と認めたとき
3. 委員総数の3分の1以上から招集の請求があったとき

第6条（審査委員会の招集）

1. 審査委員会は委員長が招集する。
2. 審査委員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面により、開催の日の3日前までに通知しなければならない。但し、議事が緊急を要する場合は、この限りでない。
3. 前項の通知は、各委員からあらかじめ届け出られた電子メールアドレスに対して、前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

第7条（審査委員会の審議）

1. 審査委員会における審議事項は、第5条2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 審査委員会の議事は、委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第8条（審査委員会の表決権等）

1. 各委員の表決権は、一委員一票とする。
2. やむを得ない理由のため審査委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は委員の代理人に表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した委員は、前条及び次条第1項の適用については、審査委員会に出席したものとみなす。

第9条（審査委員会の議事録）

審査委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

なお、議事録については審査委員会委員及び事務局のみを関係者とする「関係者外秘」情報として取扱うとともに、善良なる管理者の注意をもって保管管理し、第三者に譲渡、提供、開示等しないものとする。

1. 日時及び場所
2. 委員総数及び出席者数（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その数を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果

第10条（メールによる審査委員会の審議）

1. 次に掲げる場合、審査委員会の審議をメールにより行うことができる。
 - i) 緊急を要するもので、委員長が必要と認めたとき。
 - ii) 審査委員会にて、メールによる審議を要請されたとき。
2. メールによる審査委員会の審議は、以下の手順で行う。
 - i) 審議事項は事務局で纏め、委員長の承認のもと、登録されているメールアドレスに送付する。
 - ii) 委員は、送付日から1週間以内、又はそのメールに記載された期日までに可否を回答する。但し、それまでに回答が無い場合は、承認したものとみなす。
 - iii) 議事結果は、事務局より3日以内にメールにて報告される。但し、次回の審査委員会では書面を持って正式に報告されるものとする。
3. メールによる審査委員会の議事は、委員総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4. その他表決権や議事録に関しては、前第8条並びに第9条の定めに基づき準ずるものとする。

第11条（規程の変更）

本規程の改定は審査委員会の議決による。

第12条（その他）

本規程に定めのない事項については審査委員会において別途定める。

附則 本規程は、2005年6月2日より適用する。

附則 本規程は、2011年7月27日より適用する。